

2015年5月20日

呼びかけ団体：地球救出アクション97、若狭連帯行動ネットワーク  
ヒバク反対キャンペーン、科学技術問題研究会、原発の危険性を考える宝塚の会

### 環境省に対する要望事項に関連した追加の質問

#### 1 政府が示した約束草案のCO2削減幅について

経産省と環境省の審議会合同会合（第7回、4月30日）において、「日本の約束草案要綱（案）」が提示されました。それによると、CO2排出量を、2030年度に2013年度比26.0%（2005年度比25.4%）削減の目標となっています。これは1990年比17%程度の削減となります。しかもこれには森林吸収や他国での削減も含まれており、温暖化の現実からの必要という意味でも、世界に対する責任・衡平性という意味でも全く不十分です。この案はCOP21パリ会議の合意に水を差すものではありませんか。これに環境省は同意しているのでしょうか。

また、約束草案には自国内での削減量を示すべきではありませんか。意見を聞かせてください。

#### 2 経産省は4月28日の有識者委員会で2030年の電源構成案を提示しています。

①原発の比率は20～22%となっていますが、これに対する環境省の考え方を教えてください。この比率は、廃炉の決まっていない原発を全て再稼働し、60年運転を認めることにより成り立つものではありませんか。また、これは原発への依存度を下げていく過程の一断面と考えますか、あるいは新增設も加えて原発の比率を維持しようとするものですか。原発ゼロになる時期についても環境省の考え方を教えてください。

大飯判決の示した人格権の重大性、そして国民の多数が再稼働に反対していることを考えれば、再稼働を止め原発ゼロに向かうべきだと考えますが、いかがですか。

②石炭火力発電の比率を26%としています。電力自由化を前に全国的に石炭火力の増設計画が作られ、その量は原発15基分にあたるとも言われています。これらを認めると現在の比率30%からさらに比率が増加すると考えられますが、比率26%と整合性があると考えますか。石炭火力によるCO2排出量の増加をどのように考えていますか。また、石炭の燃焼による大気汚染は、環境省のこれまでの努力と住民の健康に対する権利に反するものですが、環境省の考えを聞かせてください。

石炭火力については、環境アセスの期間を短縮することが考えられていますが、それは規制緩和となり申請が増えることも考えられます。今後、申請があれば認めるのですか、それともどう規制するつもりですか。

③再生可能エネルギー比率は、22～24%とされています。しかし、国が認定済みの建設計画分だけでも20%以上になると考えられます。それでは、風力や地熱、小規模水力などの推進はおこなわないのでしょうか。

また、再生可能エネルギーの大幅増には、太陽光、風力の接続停止を撤回し、発送電分離と送電網の公的・公的管理をすすめる、太陽光、風力等の再生可能エネルギーを優先接続すべきと考えますがいかがですか。IPCCの要請する温室効果ガス排出ゼロをめざした環境省の計画を聞かせてください。

④2030年の総発電量を1兆0650億キロワット時としています。人口の減少に対応していないと考えられます。人口減少に対応するエネルギー消費量に見直すべきではありませんか。またそれ以上に、省エネを飛躍的に促進する対策を打ち立てるべきではありませんか。

#### 3 世界の温暖化防止と環境保全に対する日本の約束草案の意義をどのように考えていますか。環境省は温暖化防止条約COP21に向けてどのように行動しますか。